

公益財団法人秋田市総合振興公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成24年9月27日理事会議決)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田市総合振興公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員等の報酬、各種手当その他の職務の遂行の対価として受ける財産上利益をいい、費用を含めないものとする。
- (5) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等は含まないものとする。

(報酬等)

第3条 公社は、役員等の職務の遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の受ける報酬等の種類は報酬及び期末手当とし、その額は別表第1の額を上限として理事会の決議により定める。
- 3 非常勤役員及び評議員の受ける報酬等の種類は報酬とし、その額は別表第2のとおりとする。ただし、秋田市の常勤の特別職及び一般職の職員が非常勤役員又は評議員を兼務するときは、報酬を支給しない。
- 4 役員等には、退職金は支給しない。
- 5 役員が事務局職員を兼務する場合には、職員給与規程に従うものとする。
- 6 事務局職員を兼務する役員が事務局職員を退職する場合には、職員退職金規程に従うものとする。

(平28・一部改正)

(報酬等の支給日及び支払方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、公益財団法人秋田市総合振興公社職員給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、その都度、現金にて支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うも

のとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として公益財団法人秋田市総合振興公社職員給与規程に準ずる通勤手当を支給する。
- 3 第1項の規定により支給する費用のうち、旅費の額は公益財団法人秋田市総合振興公社旅費規程の例による。

(平30・一部改正)

(就任又は退任等による場合の報酬)

第6条 新たに常勤役員に就任したときは、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(公表)

第7条 公社は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人秋田市総合振興公社の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

種 類	報酬等の額
報 酬	月額 330,000円以内
期末手当	6月 報酬月額に100分の110を乗じて得た額
	12月 報酬月額に100分の120を乗じて得た額

別表第2（第3条第3項関係）

役 職 名	報酬の額
評 議 員	・非常勤役員及び評議員が、公社の評議員会、理事会に出席したときは、
理 事	

監 事	<ul style="list-style-type: none">・ 監事が業務監査、会計監査その他会社の運営上、必要な監査等を行ったときは、1日につき50,000円を報酬として支給する。・ 会社の評議員会、理事会に出席したときは、1日につき7,000円を報酬として支給する。
-----	--